

## 花巻米生産緊急支援事業及び水田営農継続緊急支援事業を実施します

市では、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年産主食用米の価格下落に伴い、経営に大きな打撃を受けている農業経営体を支援するとともに、次期作への生産意欲を低下させず農業経営の安定化を図るため「花巻米生産緊急支援事業」及び「水田営農継続緊急支援事業」を実施します。

### 事業概要

【事業実施主体】 認定方針作成者\*：花巻農業協同組合、(株)渡嘉商店、関庄糧穀(株)、(有)すぐね、(有)板垣農場  
認定方針作成者\*＝生産調整方針を作成し、農林水産大臣の認定を受けた米の生産出荷団体

#### ▶花巻米生産緊急支援事業

- 【事業概要】 市内で主食用米（もち米、酒米を含む）を生産している農業経営体に対し、主食用米の出荷に係る検査手数料及び紙袋相当額を補助
- 【補助対象】 認定方針作成者の作成した生産調整方針に参画し米を生産出荷している農業経営体が、令和3年12月31日までに販売用として登録検査機関の検査を受けた主食用米の出荷に要する検査手数料及び紙袋経費相当額
- 【補助金額】 **検査米1袋（30kg）当たり107円**（認定方針作成者を通して生産者に交付）
- 【申請方法】 ①各農業経営体は、検査米の数量がわかる資料を認定方針作成者に提出  
②認定方針作成者は、各農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に申請  
※各農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

#### ▶水田営農継続緊急支援事業

- 【事業概要】 市内で主食用米（もち米、酒米を含む）を生産している農業経営体に対し、価格が高騰している生産資材（肥料）の購入経費を補助
- 【補助対象】 認定方針作成者の作成した生産調整方針に参画し米を生産出荷している農業経営体が、令和4年産の主食用米の生産にあたり、令和4年6月までに市内の認定方針作成者から購入した令和3年産の肥料費（水稻基肥）との差額の1/3相当  
ただし、補助対象面積は、主食用米の作付面積と肥料の購入量を標準施用量で除して得た面積とを比較していずれか少ない方の面積
- 【補助金額】 **10a当たり412円**  
※主食用米の作付面積10a当たりの令和3年産と令和4年産の肥料費の差額の1/3相当額
- 【申請方法】 ①各農業経営体は、主食用米の生産に係る肥料（水稻基肥）の購入した実績がわかる書類を認定方針作成者に提出  
②認定方針作成者は、各農業経営体の購入実績を取りまとめ、市に申請  
※各農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません